

## 第4回 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

（2023年10月12-13日 於：モロッコ・マラケシュ）

1. 我々、G20 諸国の財務大臣・中央銀行総裁は、2023年10月12-13日にモロッコのマラケシュで会合を開いた。G20 ニューデリー首脳宣言を指針として、我々は、2023年7月にインドのガンディーナガルで開催された我々の会合後の成果について熟慮した。2023年7月に合意され、2023年9月に首脳によって求められた行動やアプローチと併せて、これらの成果は、国民と地球の福利を優先することと、すべての人に対する世界の発展を強化することに向けた我々の継続的な取組に寄与する。

2. 我々は、壊滅的な自然災害によるモロッコ西部とリビアでの悲劇的な人命の損失と破壊に深く心を痛めており、モロッコ国民とリビア国民と連帯する。我々は、遺族に対して弔意を示す。我々は、既に提供されている人道的支援を評価し、復旧と復興のための更なる支援を奨励する。

### **地球、人々、平和、繁栄のために**

3. 我々は、世界中の戦争及び紛争による甚大な人的被害及び悪影響を深い懸念と共に留意する。

4. ウクライナにおける戦争に関し、パリでの議論を想起しつつ、我々は、各国の立場や国連安保理及び国連総会で採択された決議（ES-11/1 及び ES-11/6）を再確認し、全ての国が国連憲章の目的及び原則に全体として整合的な方法で行動しなければならないことを再確認する。国連憲章に沿って、全ての国は、いかなる国の領土一体性及び主権又は政治的独立に対しても、領土取得を追求するための武力による威嚇又は武力の行使は慎まなければならない。核兵器の使用又はその威嚇は許されない。

5. 我々は、G20 が国際経済協力のプレミア・フォーラムであることを再確認し、G20 が地政学的及び安全保障問題を解決するためのプラットフォームではないことを認識しつつ、これらの問題が世界経済に重大な影響を与え得ることを認識する。

6. 我々は、ウクライナにおける戦争の人的被害や更なる悪影響、特に新型コロナウイルスのパンデミック及びSDGs に向けた進捗を逸脱させた経済的混乱からいまだ回復途上にある途上国及びLDCs といった国々の政策環境を複雑化させる、グローバルな食料及びエネルギー安全保障、サプライチェーン、マクロ金融の安定性、インフレ及び成長に関する悪影響を強調する。この状況について異なる見解及び評価があっ

た。

7. 我々は、世界市場へのロシア産の食品及び肥料の供給促進に関するロシア連邦と国連事務局との間の了解覚書及びウクライナの港からの穀物及び食料品の安全な輸送に関するイニシアティブ（黒海イニシアティブ）から成る、トルコ及び国連の仲介によるイスタンブール合意の取組を評価し、ロシア連邦及びウクライナからの穀物、食料品及び肥料／投入物の即時かつ妨害されない輸送を確保するために、これらの完全、適時かつ効果的な実施を求める。これは、特にアフリカにおける、途上国及びLDCsの需要を満たすために必要である。

8. この文脈で、食料及びエネルギー安全保障を維持することの重要性を強調し、我々は、関連のインフラに対する軍事的破壊又はその他の攻撃の停止を求める。我々はまた、紛争が市民の安全に対して悪影響を与え、それにより既存の社会経済的なもろさ及び脆弱性を悪化させ、また、効果的な人道面の対応を妨げる点について、深い懸念を表明した。

9. 我々は、全ての国に対して、領土一体性及び主権を含む国際法の諸原則、国際人道法並びに平和と安定を守る多国間システムを堅持することを求める。紛争の平和的解決、危機に対処する取組、並びに外交及び対話が極めて重要である。我々は、世界経済に対する戦争の悪影響に対処するための取組において団結し、また、「一つの地球、一つの家族、一つの未来」の精神による国家間の平和的かつ友好的な善隣関係の促進のため、国連憲章の全ての目的及び原則を堅持する、ウクライナにおける包括的で、公正かつ恒久的な平和を支持する全ての関連する建設的なイニシアティブを歓迎する。

10. 今日の時代は戦争の時代であってはならない。

## 世界経済

11. 世界経済は最近のショックに対して強靱性を示してきた。しかしながら、その見通しは低位にとどまり、不均一で、ますます分極化している。総合インフレ率はいくつかの国で和らいできたものの、リスクは残存し、コアインフレ率は高止まりしている。地経学的緊張、異常気象、自然災害、及び、債務の脆弱性を悪化させる可能性のある世界的な金融環境のタイト化などを考慮すると、リスクのバランスは依然として下向きに傾いている。これらのリスクは、特に多くの低中所得国において、政策余地をさらに狭めている。これらの課題に対処するため、我々は、成長を促進し、

不平等を縮減し、マクロ経済及び金融の安定を維持するために、十分に調整された金融政策、財政政策、金融規制・監督政策及び構造政策が必要であることを再確認する。我々は、2023年7月に合意され、2023年9月に首脳によって求められた政策行動とアプローチに対するコミットメントを再確認する。

### 国際開発金融機関の強化

12. 我々は引き続き、低中所得国の開発ニーズへの対応に焦点を当て続けながら、21世紀の地球規模の課題に対処するために、国際開発金融機関（MDBs）を進化させ、強化する野心的な取組を追求することにコミットし、MDBs のオペレーティング・モデルの強化、対応力及びアクセス性の改善、並びに開発効果を最大化するための財務能力の大幅な強化を通じて、より良く、より大きく、より効果的な MDBs を実現するための我々の首脳からの要請を再確認する。我々は、首脳に支持された G20 による MDBs の自己資本の十分性に関する枠組の独立レビュー（CAF）の提言を実施するための G20 ロードマップに沿って、MDBs、専門家及び出資国と関与すること等を通じて順次行われる実施の進捗に関する定期的なレビューを行いながら、MDBs のガバナンスの枠組みの中で、長期的な財務の持続可能性を保護しつつ、CAF 提言の野心的な実施のための継続的かつ更なる推進力をさらに後押しする必要があることを改めて強調する。我々は、グローバル新興市場（GEMs）データの適時の公表及び独立機関としての GEMs2.0 の 2024 年初頭までの立上げについて MDBs 間で進行中の協働を評価する。我々は引き続き、MDBs がハイブリッド資本、請求払資本及び保証といった分野において協力することを奨励する。我々は、MDBs、信用格付機関及び出資国の間の強化された対話を評価し、情報交換及び格付手法における継続的な透明性を奨励する。

13. 我々は、G20 独立専門家グループ（IEG）の第 2 回報告書の作成に係る作業を評価する。首脳からの要請を受け、我々は、第 1 回報告書を、第 2 回報告書と併せて精査し、報告書を歓迎する。我々はまた、マラケシュで開催された MDBs の財務能力の強化に関するハイレベルセミナーでの討議を歓迎する。我々は、MDBs のビジョン、オペレーティング・モデル、財務能力において変革が必要であることに留意する。我々は、MDBs が、開発効果を最大化するために、可能とする状況、革新的なリスク配分手段、新たなパートナーシップを支援することを通じて、民間資金の動員を強化することを奨励する。これは、全ての適切な CAF 提言の実施とともに、潜在的な増資のレバレッジ効果を最大化するものである。各 MDB の理事会は、地球規模の課題と開発のニーズへの対応に向けた努力を支援するため、CAF 措置に加えて増資が必要かどうか、またいつ必要かを決定する上で、最も適切な立場にある。今後、我々は、

国際金融アーキテクチャー作業部会に対し、MDBs と協議した上で、IEG からの提言を討議し、1つのシステムとしてより良く協働する方法を含め、より良く、より大きく、より効果的な MDBs への道筋を 2024 年 4 月の我々の会合において提案するよう求める。

14. 我々は、SDGs の達成が不可欠であることを認識しつつ、限られた譲許的資金を配分するための明確な枠組みに沿った形で地球規模の課題への対処に支援を必要とする低中所得国を支援するとともに、最貧国への強力な支援を提供するために、世界銀行の能力を押し上げるための更なる資金余力と譲許的資金を共同で動員する。我々は、進捗について次の会合で議論する。我々は、IDA の財務能力を増すための野心的な第 21 次 IDA 増資に期待する。我々は、国際復興開発銀行（IBRD）の 2020 年の投票権見直しに係る最終報告書を認識するとともに、2025 年の投票権見直しに期待する。我々は、国際農業開発基金（IFAD）に対する IFAD 加盟国による年末の野心的な増資に期待する。

15. 我々は、IMF 及び世界銀行に対して、各国の状況を考慮しつつ、EMDEs における国内資金の動員を強化する努力を支援するために実施される作業について、次回の会合までに報告するよう求める。

### **国際的な債務脆弱性の管理**

16. 我々は、効果的、包括的かつ体系的に低・中所得国の債務脆弱性に対処することの重要性を再度強調する。我々は、2020 年 11 月 13 日に合意された、第 2 及び最終パラグラフを含む、「DSSI 後の債務措置に係る共通枠組」においてなされた全てのコミットメントを引き続き守り、予測可能で、適時に、秩序立ち、連携した方法で、「共通枠組」の実施を強化する。この目的のため、我々は、適切な提言を行うための「共通枠組」の実施に関わる政策関連の課題について引き続き議論することを求める。我々は、ザンビアに対する債務措置に関する覚書の最終化に向けて前進した作業を歓迎する。我々はまた、ガーナの債務措置の現行の進展を歓迎し、可能な限り早い合意を期待する。我々は、エチオピアに対する債務措置の迅速な合意を求める。「共通枠組」のほかに、我々は、スリランカの債務状況の適時の解決に向けた全ての取組と現行の進展を歓迎し、可能な限り迅速な合意を求める。我々はまた、効果的な債務措置の促進に向け、「共通枠組」内外の主要なステークホルダー間の交流を強化し、共通の理解を促すための、公的債務にかかるグローバルラウンドテーブル（GSDR）参加者の取組を奨励する。我々は、世界の債務状況に関する G20 ノートの準備を含む G20 国際金融アーキテクチャー作業部会の債務アジェンダに係る作業を前進させる取組

を評価する。我々は、民間債権者を含む全てのステークホルダーによる債務の透明性の向上に向けて作業を継続する共同の取組を歓迎する。

## インフラ

17. 我々は、世界の都市の間で包摂性がどのように異なるかを分析し、様々なステークホルダーが都市インフラサービスの提供についてより良く計画し、連結し、資金供給するための政策の羅針盤を提示する「包摂的な都市の実現手段：得られるサービスと機会の向上に関する G20/世界銀行報告書」を支持する。我々は、更新された 2023 インフラ・トラッカーツールと「インフラ・タクソノミー（分類手法）に関する報告書」に留意する。我々はまた、自主的で拘束力のない質の高いインフラ投資（QII）指標の試行的な適用から得られた知見に留意し、各国の状況を考慮しつつその適用に関する更なる議論に期待する。

## サステナブル・ファイナンス

18. 我々は、2023 年の G20 サステナブル・ファイナンス報告書を支持する。我々は、G20 技術支援行動計画の効果的な実行を促進するための実施メカニズムに期待する。我々は、持続可能な開発目標への資金提供に関するケーススタディ集及び持続可能な投資を支援する非価格政策手段に関するとりまとめに留意する。我々はまた、自発的で柔軟性のある G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップの実施における、G20 メンバー、国際機関、ネットワーク及びイニシアティブ、並びに民間部門による行動を追跡する進捗報告書を歓迎し、トランジション・ファイナンスの枠組の実施等を含む、ロードマップで推奨されたサステナブル・ファイナンスを拡大する行動を推進するための更なる努力を求める。

## 暗号資産

19. 我々は、G20 ニューデリー宣言において首脳が歓迎した IMF 及び FSB の統合報告書を効果的に取りまとめた IMF 及び FSB に謝意を表す。我々は、統合報告書において提案されたロードマップを暗号資産に関する G20 ロードマップとして採択する。この詳細かつ行動志向のロードマップは、マクロ経済及び金融の安定という我々の共通の目標を達成し、暗号資産のための包括的な政策枠組の、効果的で、柔軟性のある、調和された実施を確保するために必要不可欠である。我々は、政策枠組の実施、G20 法域を超えたアウトリーチ、グローバルな協調・協力・情報共有、及びデータギャップへの対処を含む、G20 ロードマップの迅速かつ調和された実施を求める。我々は、IMF 及び FSB に対し、暗号資産に関する G20 ロードマップの実施の進捗について、定期的かつ体系的な更新を提供することを求める。我々は、暗号資産に関する

進行中の作業及び FATF 基準のグローバルな実施を支持する。

### **金融セクター**

20. 我々は、クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップの継続的な実施を支持し、クロスボーダー送金ロードマップに関する第 3 回年次進捗報告書及び目標を達成するための重要なパフォーマンス指標を含む最初の年次監視報告書を歓迎する。我々はまた、国際決済銀行 (BIS)・決済・市場インフラ委員会 (CPMI) によるクロスボーダー送金の改善のための ISO20022 の仕様にかかる共通要件についての最終報告書と、BIS・CPMI による国境を跨ぐ即時送金システムのインターリンクーガバナンスおよびオーバーサイトに関する考慮事項—についての中間報告書を歓迎する。我々はまた、一貫性のある、比較可能な気候関連財務情報開示の実現に関する FSB の最新の進捗報告書を歓迎する。我々は、ノンバンク金融仲介 (NBFIs) において進展しつつある動向を監視しつつ、システム的な観点から NBFIs の脆弱性に対処しその強靭性を向上するための、FSB 及び SSBs の作業を引き続き強く支持する。

### **金融包摂**

21. 我々は、中小企業金融における共通の制約を克服するための中小企業のベスト・プラクティス及び革新的な手段に関する報告書を歓迎する。新たな「G20 の 2023 年金融包摂行動計画」とともに、我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップに対し、包摂的な成長及び持続可能な開発を支えるデジタル公共インフラを含む革新的な手法を通じて、個人及び中小零細企業のための 3 つ全ての側面、すなわち、アクセス、使用及び質における金融包摂を推進するための作業を継続することを求める。

### **FATF**

22. 我々は、信託及びその他の法的取極めに関するガイダンスの最終化における FATF による重要な取組を歓迎し、実質的支配者の透明性に関する改訂された FATF 基準を効果的に実施することにコミットする。我々は、犯罪収益を迅速かつ効果的に回復するためのグローバルな取組を強化するため、財産回復に関する国際基準の改訂及びグローバルな財産回復ネットワークの強化に向けた FATF における前向きな進展を歓迎する。

### **結論**

23. 我々は財務トラックの論点にかかるニューデリー首脳宣言において首脳によってマンデートを与えられた行動を前進させることにコミットする。我々は次の 2024

年の G20 議長国ブラジルを歓迎するとともに、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な成長を実現するための、グローバルな経済協力の強化に向けた作業の継続に期待する。